

令和4年度桑名市若年性認知症支援推進事業業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 案件名

令和4年度桑名市若年性認知症支援推進事業業務委託

(2) 業務内容

① 目的

若年性認知症の方は、家族が働いている年代、学生の方がほとんどで、介護者である家族の負担等が非常に大きい。若年性認知症に対する認識不足のため、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族等が若年性認知症に関する知識に加えて、活用が可能な福祉や雇用の施策・制度を知らないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になることも多い。

本事業は、これらの問題点に対し、若年性認知症等の方が、適時的確な支援やケアを受けられるようにすることで、本人支援の充実に加え、家族の介護離職も予防すること並びに若年性認知症等の利用できるサービスや居場所となりうる事業者等のネットワークの構築等を目的とする。

なお、国の定める「認知症施策推進大綱」に基づき、桑名市では桑名市地域包括ケア計画（R3～R5）において、認知症総合支援事業の実施等、認知症施策の充実について計画しているところであり、同計画及び同大綱と整合性を図りながら若年性認知症等への支援を充実させていくものである。

② 業務内容

(ア) 相談支援・通いの場

A) 対象者

若年性認知症等※の本人やその家族及び支援者等

※若年性認知症等：65歳未満で認知症を発症した方、65歳以上で発症し、支援を受けた方、65歳未満で認知症以外の脳機能障害があり支援をしてほしい方

B) 方法

対象者を支援する相談窓口を事業者の事業所内に1か所設置するとともに、相談者がわかりやすいように案内板等を設置するものとする。相談は、来所、居宅への訪問、電話、FAX、メール等の多様なチャンネルで対応するものとするほか、SNSによる相談対応が実施できることが望ましい。

また、若年性認知症等の本人・家族等が柔軟に通える場を提供する。

C) 頻度等

相談窓口の開設にあっては、週3日かつ1日当たり3時間以上とする。

通いの場の提供にあっては、週1日かつ1日当たり2時間以上とする。

D) 場所等

来所による相談対応のために、相談者のプライバシーが確保されるようなスペースを設けること。なお、他事業への支障のない範囲で共有スペースでも可能とする。

また、イベントや他所での出前相談、相談者等の居宅等への訪問対応も想定される。

E) 人員体制

日頃より認知症介護に従事し、専門的な知識を有する職員※を相談窓口に従事する相談員等として、相談日に1名、通いの日に2名以上配置すること。

※専門的な知識を有する職員として、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の認知症介護に係る対応力向上のための研修を修了していることが望ましい。

なお、介護保険給付による介護サービス提供業務に従事する時間帯と本事業に従事する時間帯を明確に区別すること。

このほか、積極的に地域のボランティア、認知症サポーター等を活用するとともにチームオレンジへの発展を図るなど地域住民が関わる体制であることが望ましい。

F) 相談・支援内容

- ・若年性認知症等の方や家族の相談に応じ、適切な支援につなげる。若年性認知症等の方の医療機関との交渉やつなぎ役、社会参加支援、自立支援に資する生活指導、若年性認知症等の方の雇用継続・求職活動に対する支援、介護保険事業所・行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症等の方の家族への心のケア等が想定される。加えて、地域包括支援センター等の支援機関からの相談に応じ、アドバイスをを行い、適切な支援につなげる。
- ・高齢の認知症の方とは支援内容が異なる若年性認知症等の方に対して、柔軟に通える場を提供する。通いの場の提供時にも、本人・支援者の相談への対応を行う。
- ・相談窓口等について、チラシやパンフレット、ホームページ、SNS等を積極的に活用して周知啓発を行う。

(イ) 多機関との連携・ネットワークの構築

A) 目的

若年性認知症等の方に対し、地域包括支援センターをはじめとした多機関との連携や、県が中心となって構築している医療・介護・福祉・雇用の関係者が連携する「若年性認知症自立支援ネットワーク」等との協働により、発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援を行うための基盤を構築する。

B) 内容

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、介護及び障がい者関係事業所、認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター、在宅医療介護連携支援センター、医師会等との情報共有や意見交換を行う等により、連携に向けた関係づくりに努める。また、認知症ネットワーク連携部会や認知症疾患医療センター地域連携会議等、関連する会議への参加によりネットワークの構築に努める。さらに、地域の活動団体（オレンジカフェ等）や生活支援コーディネーター等との連携構築に努める。

(ウ) 研修会・講演会等

若年性認知症等の当事者による本人発信等、若年性認知症等について、地域住民・企業・医療機関等に理解を深めてもらうための研修会または講演会を1回以上実施する。

(エ) 事業者の提案に基づく事業

本プロポーザルにおいて、事業者が提案した事業について、市と協議の上、実施するものとする。

(オ) その他

本業務委託に係る委託料については、月額での単価契約を想定している。

本業務委託の実施にあたり疑義が生じたとき及び募集要項並びに関係法令等に記載のない事項については、発注者と受託者が協議のうえ定め、本業務を円滑に遂行することとする。

(3) 履行場所

上記(2)②に記載のとおりとし、記載のないものについては発注者が指示または受注者と協議するものとする。

(4) 履行期間

令和4年7月1日（金）から令和5年6月30日（金）

2. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- ① 桑名市内において小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護または（地域密着型）介護老人福祉施設の事業所のいずれかを運営していること。
- ② 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- ⑦ その他関係法令、規則等に違反していないこと。

3. 募集要項の入手方法等

(1) 募集要項の入手方法、場所

募集要項は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市役所保健福祉部介護高齢課介護予防支援室窓口においても令和4年4月15日（金）から配布する。来庁の際には、事前に連絡すること。

4. 提出書類

(1) 公募型プロポーザルの参加申込に係る提出書類

- ① （様式第1号）参加資格審査申請書…1部
- ② （様式第2号）申立書…1部
- ③ 会社概要書…1部
- ④ 収支計画書、損益計算書、貸借対照表等（最新の決算年度のもの）…1部
- ⑤ 桑名市税の完納を証する証明書…1部

(2) 企画提案に係る提出書類

- ① （様式第3号）企画提案書…11部（正本3部、副本8部）
- ② （様式第4号）委託業務にかかる経費見積書…1部

5. 提案書の内容及び作成要領

(1) 提案内容

- ① 相談支援・通いの場の体制について
若年性認知症等に係る相談支援及び通いの場の開設に当たって、どのような体制（窓口の開設日、相談員数等）でどのような支援を提供するか提案を求める。
- ② 多機関との連携・ネットワークの構築について
若年性認知症等の方でも、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、多機関との連携・ネットワークの構築をどのように進めるか提案を求める。
- ③ 研修会・講演会等の企画提案
若年性認知症等の当事者による本人発信等、地域・企業・医療機関等への理解促進、普及啓発に向けた取組について、事業者独自の企画提案を求める。
- ④ その他
若年性認知症等の方への支援に資するその他独自の企画提案を求める。

(2) 提案書の様式及び部数

- ① (様式第3号) 企画提案書…11部 (正本3部、副本8部)
鑑を除き、様式は任意とするが下記(3) 記入上の注意事項に示す内容に留意して作成すること。
- ② (様式第4号) 委託業務にかかる経費見積書…1部

(3) 記入上の注意事項

- ① 企画提案書の様式について
A4版縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- ② 使用する言語は日本語(ただし、専門用語は除く)とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
- ③ 提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮に心掛けること。
- ④ 「企画提案書」は、必要に応じてファイリング及びインデックスを付けて製本すること。
- ⑤ 正本3部については、製本した際には、綴りの表紙と背表紙に「委託業務名」及び「提案事業者」を記載すること。3部のうち1部には、製本の表紙に、鑑として「様式第3号」を添付すること。
- ⑥ 副本8部については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て(代表者印や画像等も含む。)にマスキング(塗りつぶし)を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。
- ⑦ 「企画提案書」は任意の様式とするが、別添で示す評価項目を審査の基準とすることから、必ずこれらを踏まえて作成すること。

6. 提出方法等

(1) 公募型プロポーザルの参加申込に係る提出方法書類

- ① 応募期間
令和4年4月28日(木)午前9時から令和4年5月9日(月)午後5時まで
- ② 申込方法
本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を作成のうえ期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、このプロポーザルに参加することができない。
(ア) 提出書類
A) (様式第1号) 参加資格審査申請書…1部
B) (様式第2号) 申立書…1部
C) 桑名市税の完納を証する証明書…1部
D) 会社概要書…1部
E) 収支計画書、損益計算書、貸借対照表等(最新の決算年度のもの)…1部
(イ) 提出期限
令和4年5月9日(月)の午後5時までとする。
(ウ) 提出場所
桑名市役所1階 保健福祉部介護高齢課介護予防支援室
(エ) 提出方法
直接、上記(ウ)へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。
(オ) 参加申込にかかる書類審査結果の通知
書類審査結果については、参加申込みを行った全ての申請者に通知する。提案資格を得た者には企画提案書提出指名通知及び審査日程等の詳細を別途書面にて通知する。

(2) 企画提案書の提出方法書類

- ① 提出期間
令和4年4月28日（木）午前9時から令和4年5月16日（月）午後5時まで
- ② 申込方法
本プロポーザルの提案資格を得た者は、次の書類を作成のうえ期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、提案資格を失うものとする。
なお、書類の提出は、提案資格を得たことを確認する前に行って差し支えない。
- (ア) 提出期限
A) (様式第3号) 企画提案書…11部（正本3部、副本8部）
B) (様式第4号) 委託業務にかかる経費見積書…1部
- (イ) 提出期限
令和4年5月16日（月）の午後5時までとする。
- (ウ) 提出場所
桑名市役所1階 保健福祉部介護高齢課介護予防支援室
- (エ) 提出方法
直接、上記（ウ）へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。

7. 審査方法等

(1) 審査方法

① 一次審査

一次審査は、参加資格を有する申込者の中から実施要領に定める審査基準に基づき、提出された企画提案書から採点する。なお、申込者が5者以上の場合、得点上位4者を選定するものとする。

② 二次審査

二次審査は、前号により選定された業者の中から、実施要領に定める審査基準に基づき、ヒアリング又はプレゼンテーション等の内容から採点する。

(ア) 機材等の準備

プレゼンテーションの際に、パワーポイントを用いる場合には、ノートパソコン、プロジェクター等機材を準備する都合から実施日の2営業日前までに保健福祉部介護高齢課介護予防支援室まで連絡すること。

(イ) プレゼンテーション当日の流れ

提案内容について20分以内で説明すること。その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。提案説明の際にも、提案事業者及び個人が特定できる呼称を用いないように注意すること。

③ 審査における採点及び委託予定者の選定について

(ア) 採点方法について

一次審査及び二次審査は、次の(2)③ 審査項目及び配点に定める項目ごとに各委員が次に掲げる判定基準に応じAからEの5段階評価を行うものとする。当該評価に応じ、項目ごとに定める配点に次に掲げる係数を乗じて得た数を当該項目に対する得点とし、一次審査及び二次審査における各委員・各項目の得点の合計をもって、提案事業者の得点とする。

評価	判定基準	係数
評価A	本業務委託の仕様を十分理解し、非常に優れた成果を期待できる。	1.0
評価B	本業務委託の仕様を理解し、優れた成果を期待できる。	0.8
評価C	本業務委託の仕様を概ね理解し、要求する成果を期待できる。	0.6
評価D	本業務委託の仕様の理解に欠ける部分があり、要求する成果への期待が薄い。	0.4
評価E	本業務委託の仕様の理解に欠け、要求する成果が期待できない。	0

(イ) 合格基準点について

合格基準点は、以下を全て満たすものとする。

- A) 評価を行った委員の合計の得点率が6割以上であること。
 B) 見積価格が、提案限度価格である月額110,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を越えた額でないこと。

(ウ) 委託予定者の選定について

合格基準点を満たした者の中で最も高い得点を獲得した者を委託予定者として選定する。

ただし、最も高い得点を獲得した者が複数となった場合は、審査委員会で審議を行い、委員長が順位を決定するものとする。

(2) 審査基準

① 審査委員会

本プロポーザルのため、桑名市若年性認知症支援推進事業業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、一次審査及び二次審査は審査委員会において実施する。

② 委員構成

審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

ア) 保健福祉部理事

イ) 介護高齢課長

ウ) 介護予防支援室長

エ) 障害福祉課長

オ) 介護予防支援室に所属する認知症総合支援事業担当者

ただし、二次審査に当たっては、次に掲げる者をオブザーバーとして、出席を求めることができるものとする。

ア) 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会を代表する者

イ) 地域包括支援センター職員を代表する者

ウ) 桑名市在宅医療・介護連携支援センターを代表する者

③ 審査項目及び配点（満点100点）

認知症施策推進 大綱の理解度	①認知症施策推進大綱に対する基本認識 ・認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月18日に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」の趣旨を理解しているか。また、同大綱を踏まえた若年性認知症等に関する支援を提案できているか。	10点	10点
事業スケジュール	①事業スケジュールの実現可能性 ・提案内容において、時間的・内容的・費用的に現実性があり、無理のないスケジュールが提案されているか。	10点	10点
事業計画	①相談支援・通いの場 ・若年性認知症等に係る相談支援及び通いの場の開設に当たって、体制（窓口の開設日、相談員数等）や支援内容が実現可能かつ効果的であるか。	25点	60点
	②多機関との連携・ネットワークの構築 ・若年性認知症等の方でも、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた多機関との連携・ネットワークの構築の推進に関する提案が効果的であるか。	15点	
	③研修会・講演会等 ・若年性認知症等の当事者による本人発信等、地域・企業・医療機関等への理解促進、普及啓発に向けた取組に関する提案が効果的であるか。	10点	

	④その他 ・若年性認知症等の方への支援に資するその他独自の企画提案が、若年性認知症等の方やその家族、支援者等に対して効果的な支援であるか。	10点	
スタッフ体制と実績	①スタッフ体制 ・業務遂行のために専門的な知識を有する人員を適切に配置できているか。	5点	10点
	②市との連絡・調整体制 ・業務の進捗確認を的確に行い、問題発生時の適切な対応が考慮されているか。	5点	
見積価格	①コストの妥当性 ・事業内容から見て妥当かどうか。	10点	10点

④ 審査スケジュール

一次審査：令和4年5月19日（木）（予定）

二次審査：令和4年5月26日（木）（予定）

ただし、二次審査については6.(1)②(オ) 参加申込にかかる書類審査結果の通知に定める通知において正式な日程を通知するものとする。

⑤ 審査結果の通知

選定結果は全ての提案事業者に書面にて通知するとともに、後日、桑名市ホームページにて公開する。

なお、この選定に関する異議は一切受け付けない。

8. スケジュール

(1) プロポーザルの実施の告示

- ① 募集要項は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市役所保健福祉部介護高齢課介護予防支援室窓口においても令和4年4月15日（金）から配布する。来庁の際には、事前に連絡すること。
- ② 本プロポーザルに係る説明会は、開催しない。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに係る質問及び回答については下記9. 質疑及び回答に記載のとおりとする。

(3) 参加申込の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、6.(1)②に定める方法により、申し込みを行うものとする。

(4) 参加資格の決定の通知

参加資格の有無は、提出書類を審査のうえ、書面にて通知する。

(5) 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加者は、6.(2)②に定める方法により、企画提案書を提出する。

(6) 一次審査

7. に定める審査方法で実施する。

- (7) 二次審査（プレゼンテーション）
7. に定める審査方法で実施する。

(8) 契約手続

プロポーザルは、市の意向に沿った提案を行った事業者を選定するものであるため、仕様内容は、提案された内容を基本とし、受託候補者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、関係法令の規定に基づき契約手続を行う。

ただし、受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者とし、協議を行うものとする。

(9) 受注者決定までの行程表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査委員会（プロポーザル方式の採用等の審議）						
プロポーザル実施の公告						
質問の受付	■					
回答						
参加申込			■			
書類審査結果の通知						
提案書の提出期限			■			
一次審査（書類審査）						
一次審査結果の通知						
二次審査（プレゼンテーション審査）						
契約締結						
事業実施						■

4月15日 4月22日 4月28日 5月9日 5月16日 5月20日 5月26日 7月1日
5月11日 5月19日 6月1日

内 容	期 間 等
募集要項の公表 (ホームページへの掲載)	令和4年4月15日(金)
募集要項の配布	令和4年4月15日(金)から5月9日(月)まで
質問の受付	令和4年4月15日(金)から4月22日(金)まで
質問への回答	令和4年4月28日(木)
参加申込	令和4年4月28日(木)から5月9日(月)まで
企画提案書等の提出期限	令和4年5月16日(月)
一次審査(書類)	令和4年5月19日(木)(予定)
二次審査(プレゼンテーション)	令和4年5月26日(木)(予定)
選考結果の通知	令和4年5月下旬(予定)
契約の締結	令和4年6月上旬(予定)

9. 質疑及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルへの参加申込みの提出に際して質問がある場合には、質問書（様式第5号）を用いて質問内容を簡潔に記載し、FAX又は電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認をすること。直接持参、郵送、電話等による質問は一切受け付けない。質問受付の終了時刻は着信主義とし、受信しているか否かの判断は、発注者が判断するものとする。

① 受付期限

令和4年4月15日（金）から令和4年4月22日（金）の午後5時までとする。

② 受付方法

質問書の様式を用いて次のとおり作成すること。なお、電子メールにて提出する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) Microsoft Wordで編集できる保存形式とすること。

(イ) 送信するメールのタイトルを「桑名市若年性認知症支援推進事業（質問）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。

(ウ) 添付するファイルの容量は2MBを限度とし、2MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

③ 質問の送信先

(ア) 送信先：桑名市役所 介護高齢課 介護予防支援室

(イ) 電話番号：0594-24-5104

(ウ) FAX：0594-27-3273

(エ) E-mail：kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

(2) 質問への回答

質問に対する回答は原則として質問者のみに書面にて回答することとし、電話及び口頭での個別対応は行わない。

なお、回答期限終了後には、提出された質問及びこれに対する回答を桑名市ホームページに掲載する。ただし、質問者など個人を特定できる情報含む場合には、質問の趣旨を変えない範囲で発注者において編集することがある。

10. その他

(1) 決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消しを行うことがある。

① 提出書類に虚偽等の内容が含まれていることが判明した場合

② 委託業務開始日から業務が開始できない場合

③ 発注者の指導に従わない場合

④ その他事業執行上、支障が発生した場合

なお、参加申込み時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合があり、かつ決定の取消しに伴い損害が生じた際には、当該受注予定者は発注者に対し賠償の責めを負う。

(2) 全般的な注意事項

① 本プロポーザルに参加する者は、参加資格審査申請書の提出をもって募集要項の記載内容を全て承諾したものとみなす。

② 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

③ 本プロポーザルに提出された書類に対する修正又は変更及び差替え等は一切認めない。また、理由を問わず返却しない。

④ 本プロポーザルに提出された書類等は、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。

- ⑤ 受注者において、一部の業務を他の者に委託する場合には、発注者に承諾を得るものとする。
 - ⑥ 本プロポーザルにより行う契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。この場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度の予算の議決日以後直ちに受注者に通知するものとする。
- (3) 問い合わせ先（参加申請書及び企画提案書の提出先）

桑名市役所保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

住 所 〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

連絡先 0594-24-5104

E-mail kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp